

部活動の活動方針

教 育 目 標	1 学校教育目標 「夢を抱き、主体的に逞しく生きる生徒の育成」 2 学校教育目標と部活動の関連 (1) めざす生徒像より ・進んで健康、体力づくりに励む生徒 ・勇気をもって、積極的に行動する生徒 ・目標に向かって、最後までやりとおす生徒 (2) 経営の重点より ア 夢を育む教育の充実 自己の生き方や進路に希望がもてる創意工夫ある指導・支援を行うとともに、魅力ある行事や良質な体験活動の実施を通して生徒の夢を育む。 また、生徒自身が自分の良さに気付き、自分に自信を持ち、主体的に可能性を広げようとする向上心を育てる。 イ 豊かな人間性の育成 日頃のコミュニケーションを重視し、生徒と生徒、生徒と教師との信頼関係を構築する。 ウ 健康安全及び体力の向上 学校保健、体力の向上及び食を通じた健康づくりを推進して、「生きる力」の基本となる「健やかな体」を育成する。
部 活 動 の 基 本 方 針	1 基本方針 (1) スポーツや文化、科学等に親しみ、豊かな学校生活を送るとともに、生涯にわたって豊かなスポーツライフや文化、科学等を継続する資質や能力を育てる。 (2) 旭市部活動の方針に則り、発達段階に応じてバランスのとれた心身の成長を促す活動とする。 2 指導の重点 (1) 学年・学級を越えて、生徒の自主的自発的な参加により運営し、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、個々の能力向上を目指す教育的指導に徹する。 (2) 体育・文化部共に積極的な活動をし、旭二中教育の発展に寄与していく態度を堅持し、技能の取得向上に努める。 (3) 部相互の活動を理解し、リーダーの育成を図り、自主的運営に努める態度を育てる。 (4) 豊かな人間性・社会性を育むとともに、逞しさと豊かな人間関係づくりを身につけさせる。

3 指導の実際

(1) 適切な活動時間

平日の活動時間は、長くとも2時間程度とする。土曜日及び日曜日を含む学校の休業日は長くとも3時間程度とする。やむを得ず、これを超えて活動する場合は、その前後の活動時間を短縮すること等により、過度にならないように留意する。

(2) 休養日の設定

ア 課業期間中は、平日に1日以上、週末に1日以上、少なくとも週当たり2日以上、休養日を設ける。週末に大会参加等で活動した場合は、休業日を他の日に振り替える。

イ 期末テスト3日前（最終日は除く）と期間中の活動は中止とする。

ウ 長期休業中の休養日の設定は、課業期間中に準じた扱いとする。

※ ア～ウともに、大会・コンクール前等はこの限りではないものとするが、生徒の健康面等を十分考慮した活動とする。

(3) 特別練習について

ア 朝練習を実施する場合は、7時15分から7時50分の範囲とする。

イ 公式試合、またはそれに準ずる試合（文化祭はコンクール、学校行事含む）の2週間以内に限り、30分の延長を可とする。

4 事故防止等

(1) 発達段階や体力、技術の習得状況を把握し、無理のない活動となるよう留意する。

(2) 顧問間の連携を図り、活動場所に職員が付くことを基本とする。なお、職員がつかない場合は、活動を行わないこととする。

(3) 顧問は、活動場所の安全管理及び生徒の健康管理に努める。また、熱中症予防として、気温・湿度などの環境条件を考慮した活動となるように努める。

(4) 顧問は、体罰やハラスメントとなる言動をせず、基本方針に則り、生徒の健やかな成長を目指す。

5 その他

(1) 顧問は、部活動保護者会等により、活動方針及び年間の計画、必要な経費等について説明し、保護者との連携を図る。

(2) 顧問は、毎月の活動計画（予定）を毎月25日前後に各家庭へ配付する。なお、活動計画は「3 指導の実際」に準じて作成し、生徒や保護者に対して過度な負担とならないように配慮する。

(3) 部員数によっては、他校との合同チーム編制を検討する。ただし、編制する際は、千葉県小中体連の規定に準じる。

(4) 体育協会等との連携を深めるとともに、部活動指導員の活用を推進する。